

「令和4年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。
- 高齢者が安心して安全に働くよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境をつくっていくことが必要です。
- 高齢者が就労する際に感染症予防が特に重要となる社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食店等の接客サービス業等では、利用者等と密に接する業務での新型コロナウイルス感染を防止するため、対人業務を簡素化できる設備改善や作業改善が望まれています。
- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。是非ご利用ください。

補助金申請期間 令和4年5月11日～令和4年10月末日

対象となる事業者

次の（1）～（3）全てに該当する事業者が対象です。

- （1）高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している（対策を実施する業務に就いていること。）
（2）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数又は資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

- （3）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

補助率：1／2

上限額：100万円（消費税は除く。）

**※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。
(全ての申請者に交付されるものではありません。)**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

補助対象となる職場環境の改善対策

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策に要した費用を補助対象とします。

- 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防のための費用
- 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入に係る費用
- 3 健康や体力状況等の把握に関する費用
- 4 安全衛生教育の実施に関する費用

具体的には次のような対策が対象となります。

1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ◇ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
- ◇ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
- ◇ 飛沫感染を防止するための対策

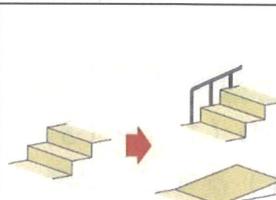
※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

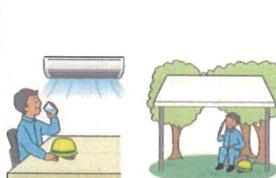
- ◇ 通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ◇ 床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ◇ 危険箇所への安全標識や警告灯の設置
- ◇ 業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ◇ 熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◇ 体温を下げるための機能のある服
- ◇ 不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置
- ◇ 重量物搬送機器・リフト
- ◇ トラック荷台等の昇降設備
- ◇ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツ



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

3 健康や体力の状況の把握等

- ◇ 体力チェック
- ◇ 運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く。）
- ◇ 保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

4 安全衛生教育

- ◇ 高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。



高齢者における安全衛生に関する研修会



例えば戸口に段差がある時
解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

補助対象となる対策の具体例や、補助の対象とならないものについては、Q&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください。→QRコード



注：申請内容の確認のため、（一社）労働安全衛生コンサルタント会が実地に調査することがあります。